

ものづくりチャレンジ事業実施要領

(趣旨)

第1条 大潟村内において、村の地域資源又は特性を活かした特産品並びに、村の名産品の創出により、新たに商品開発を行う意欲のある個人又は法人等の活動を支援し、村の知名度の向上と地域経済の活性化を図るため、ものづくりチャレンジ事業(以下、「事業」という。)を実施する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
 - (2) 村内に事業所を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。
- (1) 申請時に村税等を滞納している者
 - (2) 補助対象経費において他の補助金等の補助を受けている者
 - (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当する者
 - (4) 前号の暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画している者
 - (5) 村長が不適当と判断した者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新たに地域資源等を活用し特産品を開発し、商品化する事業
- (2) 新たに村の名産品を開発し、商品化する事業
- (3) 村をイメージできる地域活性化や観光資源の進展に資する商品を開発する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 試作に係る原材料費に要する経費
- (2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費
- (3) 市場調査に要する経費
- (4) 試作品の開発等を委託する場合に支払われる経費

- (5) パッケージ、ラベル等のデザイン製作及び委託に係る経費
- (6) 知識経験を有する者による指導、相談等の謝金に係る経費
- (7) 新商品を製作するためにのみ導入する機器及び設備に要する経費
- (8) その他村長が必要と認める経費

2 前項の経費には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方消費税法 (昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税に相当する額は除く。

(補助金額の算定基準及び限度額)

第 5 条 補助金の額は、前条に定める経費の額の 2 分の 1 以内(1,000 円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。)とし、1 者 500,000 円を上限とする。

(交付申請等)

第 6 条 補助金の交付については、大潟村補助金等交付規則 (昭和 47 年 7 月 1 日大潟村規則第 2 号) に定めるとおりとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。